

民事法学が政治学を必要とする理由

得津 昌

1 相次ぐ民事基本法改正と 法学研究者の地位低下？

「立法の時代」「第3の立法期」と言われて久しく、民事法領域では、法学研究・教育における基本法（一般法）の改正が相次いでいる。このような現在の「民事法の立法」の特色として、立法あるいは改正のプロセスが、かつての法改正のプロセス、あるいは従来学界が（勝手に）想定してきた（理想の）法改正のプロセスとは異なるものとなってきたという点が指摘されてきた¹⁾。

その1つの典型例が、民法（債権法）改正における学界の挫折である。民法（債権法）改正は2000年頃より民法学界全体を巻き込んでの議論がなされ、2006年からは内田貴教授を中心とする民法（債権法）改正検討委員会が設立され、債権法改正のたたき台となるような改正提案を作成すべく、多数の民法学者が詳細な議論を展開した。その結果、準備会の中心となった世代の研究者によって、当初中心人物であったはずの事務局長、内田貴教授の立場²⁾とは大きく異なる「合意中心主義」ないし「新しい契約責任」というモデルが示された。だが、このような大掛かりな債権法改正に対して「立法過程の変質」を理由に当初から反

対していた論者の予想通り³⁾、その後の法制審議会を経て、かかる民法研究者の示した「合意中心主義」「新しい契約責任」モデルは採用されずに終わった⁴⁾。

もう1つの例は、会社法における法制審議会の地位の低下、あるいは法制審議会内における法学研究者の地位の低下である。これは平成9年のストック・オプション制度導入の商法改正が法制審議会を通さない議員立法によってなされたことや、従前より力強い利益団体であった経団連のみならず、中小企業団体など新たな利益団体が法制審議会を通じた改正プロセスにおいても発言力を増したことによる⁵⁾。

2 民事法学に基づく立法を阻むもの

前述の2例からは公共選択論で扱われてきた①利益団体の役割の増加がうかがえる⁶⁾。利益団体によるロビイングはこれまで法律学からは法改正をあるべき姿から歪めるものとしてネガティブな印象を植え付けられてきた。だが、ロビイングには、これまで見過ごされてきた社会問題を発見しアジェンダとして設定し公論を喚起するなど社会においてプラスとなりうる大きな可能性が秘められている。

- 1) 会社法について中東正文=松井秀征編著『会社法の選択』（商事法務、2010年）154-165、509-510頁など。
- 2) 内田貴『契約の再生』（弘文堂、1990年）、内田貴『契約の時代』（岩波書店、2000年）、内田貴『制度的契約論』（羽鳥書店、2010年）。
- 3) 吉田邦彦「近時の『民法改正』論議における方法論的・理論的問題点」同『東アジア民法学と災害・居住・民族補償（中編）』（信山社、2017年）252-253頁〔初出：2008年〕、同「民法（債権法〔契約法〕）改正について——その評価と展望」同・前掲書285頁〔初出：2015年〕。
- 4) 山野昌夫「改正債権法の社会像」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学I』（商事法務、2018年）5-6頁、内田貴「契約責任の将来像」瀬川信久ほか編『民事責任法のフロンティア』（有斐閣、2019年）134頁。
- 5) 中東=松井編著・前掲注1) 文献132-135頁。
- 6) 吉田・前掲注3) 文献252頁、285頁; PETER A. GOUREVITCH & JAMES SHINN, POLITICAL POWER AND CORPORATE CONTROL: THE NEW GLOBAL POLITICS OF CORPORATE GOVERNANCE (2005) [経営者・従業員・投資家の3つの利益団体間の連携で説明]。